

議案第98号

博多港の港湾施設に係る指定管理者の指定の一部変更について

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、博多港の港湾施設の適正かつ効果的な運営を図るため、指定管理者に管理を行わせる港湾施設の範囲を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものである。

博多港の港湾施設に係る指定管理者の指定の一部変更について

議案第246号をもって平成25年12月20日に議会の議決を経た博多港の港湾施設に係る指定管理者の指定の一部を次のように変更する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで 博多港の港湾施設（港湾運営会社の運営に係る埠頭群及び臨港交通施設を除く。）
- (2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで 博多港の港湾施設（港湾運営会社の運営に係る埠頭群、臨港交通施設及び緑地を除く。）

〔元議決 博多港の港湾施設（港湾運営会社の運営に係る埠頭群及び臨港交通施設を除く。）〕